

兵庫県と県内すべての市町は連携して、
個人住民税の特別徴収を推進しています。

目指そう！

特別徴収

100%実施

事業者のみなさん


個人住民税は
特別徴収で
納めましょう

法律で
定められています


個人住民税は、事業者が特別徴収（給与天引き）で
納める義務があります。

事業主(給与支払者)は全ての従業員の給与から
個人住民税を**特別徴収**(給与天引き)により納める義務があります。
特別徴収についてみなさまにもっとご理解いただけますよう、
このパンフレットを通じて説明していきます。

そもそも、
特別徴収って何?
知らないよ!
P4のQ1へ




特別徴収って
しなくちゃ
いけないの?
P4のQ2へ

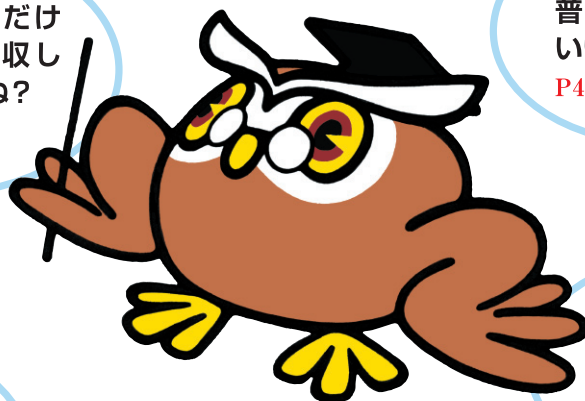


さあ、先生がみんなの
疑問に答えていくぞ!

従業員は家族だけ
だから特別徴収し
なくていいよね?
P4のQ3へ




パートやバイトは
普通徴収で
いいのよね?
P4のQ4へ




個人住民税 特別徴収の
チエブクロウ先生

従業員が少ない
から普通徴収しか
やってないよ!
P4のQ5へ




どんなときに
特別徴収しなけれ
ばならないの?
P5のQ6へ




特別徴収の
メリットって何?
P5のQ7へ



従業員の就退職が
多くて、どうやって
いいかわからない!
P5のQ9へ



従業員から普通
徴収で納めたいと
言われますが…
P5のQ10へ



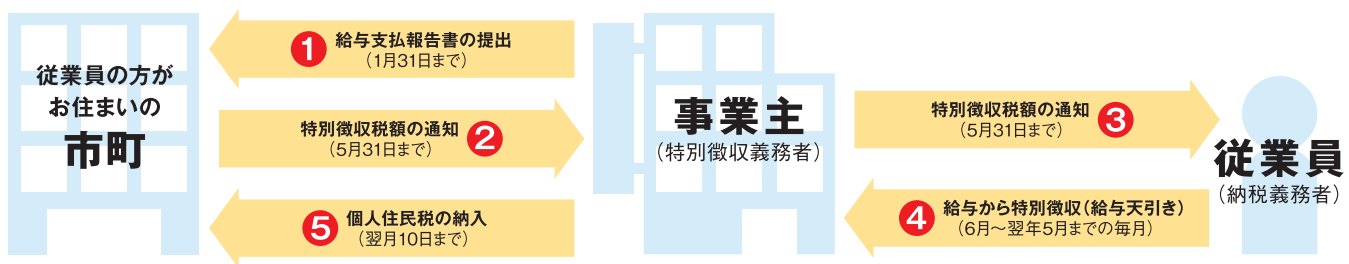
個人住民税 特別徴収の概要



個人住民税の特別徴収とは？

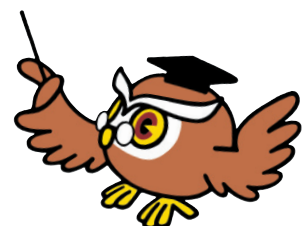
- 個人住民税の特別徴収とは、事業主(給与支払者)が所得税の源泉徴収と同じように、従業員(納税義務者)に代わり、**毎月従業員に支払う給与から個人住民税を引き去り(給与天引きし)、納入していただく制度**です。
- 事業主(給与支払者)は特別徴収義務者として、法人・個人を問わず、**全ての従業員**について、個人住民税を特別徴収していただく必要があります。(地方税法第321条の4)

特別徴収制度のしくみ



用語の解説

- 個人住民税とは、**市町村民税**と**道府県民税**を併せた**地方税**のことです。
- 給与引き去り(給与天引き)による納入を「**特別徴収**」といいます。
- 「特別徴収」以外に、市町から送付される納税通知書で個人が納付する方法を「**普通徴収**」といいます(年4回)。
- 従業員には、**短期雇用者、アルバイト、パート、役員等全て含みます**。



個人住民税 特別徴収 Q&A

Q₁

特別徴収とは何ですか？



まずは、用語の定義じゃな。

A

個人住民税の特別徴収とは、事業主(給与支払者)が所得税の源泉徴収と同じように、従業員(納税義務者)に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を引き去り(給与天引きし)、納入していただく制度です。



Q₂

特別徴収はしなくてはいけないのですか？



実は、義務なんじゃ。

A

所得税の源泉徴収義務のある事業主(給与支払者)は、従業員(納税義務者)の個人住民税を特別徴収することが法律(地方税法第321条の4及び市区町村条例)により義務づけられています。



Q₃

従業員は家族だけなので特別徴収はしなくても良いのでしょうか？



A

家族であっても特別徴収を行う義務があります。ただし、常時2人以下の家事使用人のみに給与を支払う場合は特別徴収しなくても構いません。

Q₄

従業員はパートやアルバイトであっても特別徴収しなければなりませんか？



全ての従業員なんじゃ。

A

原則として、アルバイト、パート、役員等**全ての従業員**から特別徴収する必要があります。ただし次の場合は特別徴収を行う必要はありません。

- 支給期間が1ヶ月を超える期間により定められている給与のみの支払いを受けている場合等



Q₅

従業員数の少ない事業所でも特別徴収しなければなりませんか？



少なくとも特別徴収じゃ！

A

しなければなりません。ただし、**従業員(納税義務者)**が**常時10人未満**の事業所の場合は、市町に申請し承認を受けることにより年12回の納期を年2回にする制度(「納期の特例」)を利用できます。



Q6

どのような場合に特別徴収しなければなりませんか？



A

従業員（納税義務者）が前年中に給与の支払いを受けており、かつ当年の4月1日において給与の支払いを受けている場合、事業主（給与支払者）は原則として特別徴収しなければなりません。

Q7

特別徴収するメリットはあるのですか？



A

- ①事業主（給与支払者）は、個人住民税の税額計算を市町が行いますので、所得税のように事業主（給与支払者）が税額を計算したり年末調整をする手間はかかりません。
- ②従業員（納税義務者）は、金融機関に出向いて納税する手間が省け、納付を忘れて滞納となったり、延滞金がかかる心配がありません。さらに特別徴収は納期が年12回なので、普通徴収に比べて1回あたりの納税額が少なくてすみます。

Q8

事業主（給与支払者）が特別徴収した個人住民税は、従業員（納税義務者）が住んでいる市町ごとに納入しないといけませんか？

A

個人住民税は、従業員の方がお住まいの市町ごとに納入する必要があります。金融機関で納入する場合は、市町から送付された納入書により納付することが出来ます。なお、指定金融機関以外の金融機関から納付する場合は手数料がかかる場合があります。

Q9

従業員の就退職の回数が多く、従業員には普通徴収にしてもらっているが…



A

事業主（給与支払者）が特別徴収義務者となることは、法令（地方税法第321条の4）に定められています。事務が繁雑であることを理由に普通徴収とすることはできません。



Q10

従業員から普通徴収で納めたいと言われるが…



A

所得税の源泉徴収義務のある事業主（給与支払者）は、特別徴収しなければなりません。したがって、従業員（納税義務者）の希望により普通徴収を選択することはできません。



具体的な手続き

意外に簡単じゃろ。



基本的な手続きの流れ

STEP

① 給与支払報告書の提出

毎年1月1日現在において給与の支払いをされている事業主で、所得税の源泉徴収をする義務のある事業主は、1月31日までに「**給与支払報告書**」を、給与の支払いを受けている方が**1月1日現在お住まいの市町**に提出する必要があります。また年の途中で退職した方についても提出する必要があります。

※給与支払報告書はeLTAX(エルタックス)によりパソコンから電子申告がご利用いただけます。
eLTAX(エルタックス)に関する情報はこちらのホームページをご覧ください。http://www.eltax.jp

【給与支払報告書(総括表)】

②5 給与支払報告書(総括表)		A	B	給与支払者番号
平成 年 月 日提出 (追加・訂正)	市町村長	*	*	*
給与の支払期間	平成 年 月分	提出区分	年間分・退職分	
フリガナ		事業種目		
給与支払者の名称又は氏名		受給者総人員	人	
所得税の源泉徴収をしている事業所又は事業所の名称		提出市町村数	人	
フリガナ		退職者等	人	
同上の所在地		計	人	
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名		所轄税務署	税務署	
連絡者の氏名及び所属課係名並びに電話番号		特別徴収税額の払い込みを希望する金融機関	(名称) (所在地)	
		24年度指定番号(給与支払者番号)	新規	

従業員のうち給与から個人住民税を天引きすべき方の人数を記載してください。

※ 従業員の方の希望、事業主の方の希望により、特別徴収を行う・行わないを決めることはできません。法令に基づき、正しく報告してください。

STEP

② 特別徴収税額決定通知書の送付

個人住民税の徴収期間は、6月から翌年5月までの12か月間です。毎年5月31日までに、従業員(納税義務者)がお住まいの市町から事業主(特別徴収義務者)あてに「**特別徴収税額決定通知書**(特別徴収義務者用・納税義務者用)」が送付されます。この時に年税額と月割額をお知らせしますので、6月の給料から特別徴収(給与天引き)を開始してください。

STEP

③ 納期と納入方法

納期限は、月々の個人住民税を特別徴収(給与天引き)した月の**翌月10日**です。この日が土・日曜日、または祝日の場合は、その翌営業日となります。従業員(納税義務者)の方がお住まいの市町から送付される納入書で、金融機関で納入してください。

※納入できる金融機関は、従業員(納税義務者)の方がお住まいの市町にお問い合わせください。なお、指定金融機関以外では手数料がかかる場合がありますのでご注意ください。

その他の手続き

税額の変更通知

従業員（納税義務者）の給与支払報告書の訂正、所得額や控除の内容の調査結果により、すでに通知した月々の特別徴収税額に変更が生じた場合は、「特別徴収税額変更通知書」が送付されますので、その通知に従って特別徴収する税額を変更してください。

退職・休職者の徴収方法

① 6月1日から12月31日までに退職等をした場合

特別徴収できなくなった残りの税額は、普通徴収に切り替えることとなり、従業員（納税義務者）から直接納付していただきます。

従業員（納税義務者）から特別徴収の方法で徴収されたい旨の申し出があった場合は、未徴収税額を給与や退職金等から、一括して特別徴収していただきます。

② 翌年1月1日から4月30日までに退職等をした場合

この期間については①とは違い、法令（地方税法第321条の5第2項）により特別徴収できなくなった残りの税額については、元の勤務先から5月31日までに支給される給与、退職金等が残りの税額を超える場合には、従業員（納税義務者）の申し出がなくても5月31日までの間に支払いをする給与や退職金等から、一括して特別徴収により納入していただく必要があります。

異動届などの提出

退職や休職または転勤等により従業員（納税義務者）に異動があった場合は、その事由が発生した日の翌月10日までに事業主（給与支払者）が、従業員（納税義務者）の方がお住まいの市町に「異動届」を提出する必要があります。

納期の特例（年2回納入）

原則として、特別徴収は年間12回毎月納入いただくことになっていますが、給与の支払いを受ける従業員（納税義務者）が常時10人未満の事業主（給与支払者）に限り、従業員（納税義務者）がお住まいの市町に申請書を提出し承認を受けた場合には、特別徴収税額のうち、6月分から11月分を12月10日まで、12月分から5月分を6月10日までの年2回に分けて納入できる「納期の特例」をご利用いただけます。

※各期間のうち、承認を受けた日が属する期間については、その日が属する月から当該期間の最終月までの期間

退職所得が支払われる場合の個人住民税の特別徴収について

退職所得に対する個人住民税については、退職手当等が支払われる際に支払者が税額を計算し、退職手当等の支払金額からその個人住民税額を差し引いて納入することとされております。納入すべき市町は、退職手当の支払いを受けるべき日（通常は退職日）の属する年の1月1日現在における住所が所在する市町です。

このパンフレットに関するお問い合わせ先

兵庫県個人住民税等税収確保推進会議 共同事務処理センター

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

兵庫県企画県民部企画財政局市町振興課内 電話 078-362-3126

兵庫県 特別徴収

検索

<http://web.pref.hyogo.lg.jp/>

〔 給与支払報告書や納入方法等の具体的な手続きに関するお問い合わせ先 〕

市町名	郵便番号	住 所	担当課	電話番号
神戸市	650-0031	神戸市中央区東町113番地の1(大神ビル4階)	課税企画課	078-322-5150
姫路市	670-8501	姫路市安田4丁目1番地	市民税課	079-221-2260
尼崎市	660-8501	尼崎市東七松町1丁目23番1号	市民税課	06-6489-6258
明石市	673-8686	明石市中崎 1丁目5番1号	市民税課	078-918-5013
西宮市	662-8567	西宮市六湛寺町10番3号	市民税課	0798-35-3267
洲本市	656-8686	洲本市本町3丁目4番10号	税務課	0799-24-7603
芦屋市	659-8501	芦屋市精道町7番6号	課税課	0797-38-2016
伊丹市	664-8503	伊丹市千僧1丁目1番地	市民税課	072-784-8022
相生市	678-8585	相生市旭1丁目1番3号	税務課	0791-23-7128
豊岡市	668-8666	豊岡市中央町2番4号	税務課	0796-21-9045
加古川市	675-8501	加古川市加古川町北在家2000番地	市民税課	079-427-9164
赤穂市	678-0292	赤穂市加里屋81番地	税務課	0791-43-6803
西脇市	677-8511	西脇市郷瀬町605番地	税務課	0795-22-3111(内242・243)
宝塚市	665-8665	宝塚市東洋町1番1号	市民税課	0797-77-2057
三木市	673-0492	三木市上の丸町10番30号	税務課	0794-82-2000(内2318)
高砂市	676-8501	高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号	市民税課	079-443-9015
川西市	666-8501	川西市中央町12番1号	市民税課	072-740-1132
小野市	675-1380	小野市王子町806番地の1	税務課	0794-63-1000(内584)
三田市	669-1595	三田市三輪2丁目1番1号	税務課	079-559-5053
加西市	675-2395	加西市北条町横尾1000番地	税務課	0790-42-8712
篠山市	669-2397	篠山市北新町41番地	課税課	079-552-5306
養父市	667-8651	養父市八鹿町八鹿1675番地	税務課	079-662-3164
丹波市	669-3692	丹波市氷上町成松字甲賀1番地	税務課	0795-82-2070
南あわじ市	656-0492	南あわじ市市福永358番地1	税務課	0799-43-5022
朝来市	669-5292	朝来市和田山町東谷213番地1	税務課	079-672-6119
淡路市	656-2292	淡路市生穂新島8番地	税務課	0799-64-2505
宍粟市	671-2593	宍粟市山崎町中広瀬133番地6	税務課	0790-63-3124
加東市	673-1493	加東市社50番地	税務課	0795-43-0397
たつの市	679-4192	たつの市龍野町富永1005番地1	税務課	0791-64-3145
猪名川町	666-0292	川辺郡猪名川町上野字北畑11番地の1	税務課	072-766-8702
多可町	679-1192	多可郡多可町中区中村町123番地	税務課	0795-32-2386
稲美町	675-1115	加古郡稲美町国岡1丁目1番地	税務課	079-492-9132
播磨町	675-0182	加古郡播磨町東本荘1丁目5番30号	税務グループ	079-435-0358
市川町	679-2392	神崎郡市川町西川辺165番地の3	税務課	0790-26-1010(内230)
福崎町	679-2280	神崎郡福崎町南田原3116番地の1	税務課	0790-22-0560
神河町	679-3116	神崎郡神河町寺前64番地	税務課	0790-34-0961
太子町	671-1592	揖保郡太子町鶴1369番地1	税務課	079-277-1014
上郡町	678-1292	赤穂郡上郡町大持278番地	税務課	0791-52-1113
佐用町	679-5380	佐用郡佐用町佐用2611番地1	税務課	0790-82-0662
香美町	669-6592	美方郡香美町香住区香住870番地の1	税務課	0796-36-1113
新温泉町	669-6792	美方郡新温泉町浜坂2673番地の1	税務課	0796-82-3113

兵庫県・県内市町